



佐賀県公報

平成19年
5月23日
(水曜日)
第12907号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定 (二八三・こども課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (二八四・長寿社会課) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (二八五・) 三
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (二八六・) 三
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (二八七・障害福祉課) 五
- 障害者自立支援法に基づく自立支援医療機関の指定期間の終了 (二八八・) 五
- " (二八九・健康増進課) 六
- 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 (まちづくり推進課) 六
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 () 七
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 七
- 第十六回理容師及び美容師国家試験の実施 (財団法人理容師美容師試験研修センター) 八

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百八十三号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-39	DOPE〔ドープ〕 JUN. 1 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN	KKベストセラーズ	16639-6	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-40	ZUBA!【ズバッ!】 6月号	インフォレスト(株)	15529-6	
"	19-41	ガチンコ No.46 6月号	若生出版(株)	12811-06	
"	19-42	Suppin EVOLUTION 2007年6月号増刊	(株)ジーオーティー	15392-06 ①7.30	
"	19-43	Madonna HOUSE Vol.239 [月刊] マドンナハウス 6月号	若生出版(株)	08357-06	
"	19-44	スッパヌキ! VOLUME 5 ナマしてッ!! DVD6月増刊号	マイウェイ出版(株)	06832-6 ①2007-7/15	
"	19-45	Comic Amour No.210 6月号	(株)サン出版	03801-06	
"	19-46	ドキッ!スペシャル 6月号	(株)竹書房	16611-6	
"	19-47	COMIC ペンギンクラブ VOL.250 6月号	辰巳出版(株)	17999-6	
"	19-48	コミックDVD爆写 Vol.14 スーパーコミック6月号増刊	曙出版(株)	15544-06 ①2007/6/23	

◎佐賀県告示第二百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社アテイン
 所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 株式会社アテイン
 所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九
 サービスの種類 特定福祉用具販売
- 二 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人あんどいんおうち
 所在地 唐津市相知町中山四千二百八十番地十七
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 NPOあんどいんおうち宅老所嬉デイサービス
 所在地 唐津市相知町相知三千百七十九番地一
 サービスの種類 通所介護
- 三 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社LOHAS
 所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ケア付有料老人ホームショートステイばんざい

- 四 (一) 所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一
 サービスの種類 短期入所生活介護
- (二) 指定年月日 平成十九年五月一日
- (三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社LOHAS
 所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ケア付有料老人ホームばんざい
 所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一
 サービスの種類 特定施設入居者生活介護
- 五 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人NPOこころ
 所在地 鹿島市大字納富分四千八百二十八番地四十七
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 もりの家
 所在地 鹿島市大字中村千六百四十五番地一
 サービスの種類 通所介護
- 六 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 有会社昭和通商
 所在地 福岡県福岡市中央区桜坂一丁目六番九号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 デイサービスおがわち
 所在地 嬉野市嬉野町大字不動山甲四十四番地一
 サービスの種類 通所介護
- 七 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社太陽

所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護サービスひまわり

所在地 三養基郡みやき町大字市武千四百二十七番地四

サービスの種類 訪問介護

八 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社愛和

所在地 嬉野市塩田町大字久間甲八百十五番地四十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社愛和

所在地 嬉野市塩田町大字久間甲八百十五番地四十一

サービスの種類 特定福祉用具販売

◎佐賀県告示第二百八十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社コムスン伊万里松島ケアセンター

所在地 伊万里市松島町九百六十九番地

二 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社太陽

所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百十八番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所ひまわり

所在地 三養基郡みやき町大字市武千四百二十七番地四

◎佐賀県告示第二百八十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アテイン

所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社アテイン

所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

二 (一) 指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人あんどいんおうち

所在地 唐津市相知町中山四千二百八十番地十七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

<p>五</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人NPOこころ</p> <p>所在地 鹿島市大字納富分四千八百二十八番地四十七</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 もりの家</p> <p>所在地 鹿島市大字中村千六百四十五番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p>	<p>四</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社LOHAS</p> <p>所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケア付有料老人ホームほんざい</p> <p>所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>三</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社LOHAS</p> <p>所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケア付有料老人ホームショートステイほんざい</p> <p>所在地 鳥栖市江島町三千三百八十八番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防短期入所生活介護</p>	<p>六</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社昭和通商</p> <p>所在地 福岡県福岡市中央区桜坂一丁目六番九号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスおがわち</p> <p>所在地 嬉野市嬉野町大字不動山甲四十四番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p>
<p>九</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社愛和</p>	<p>八</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社愛和</p> <p>所在地 嬉野市塩田町大字久間甲八百十五番地四十一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社愛和</p> <p>所在地 嬉野市塩田町大字久間甲八百十五番地四十一</p> <p>サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>七</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社太陽</p> <p>所在地 三養基郡みやき町大字寄人千九百十八番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護サービスひまわり</p> <p>所在地 三養基郡みやき町大字市武千四百二十七番地四</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p>	<p>六</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社昭和通商</p> <p>所在地 福岡県福岡市中央区桜坂一丁目六番九号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスおがわち</p> <p>所在地 嬉野市嬉野町大字不動山甲四十四番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p>

河野 俊介	浦野 典子	江里口 誠	中尾 功	藤松 ゆり	吉富 聰一	今村 明子	生井 晴彦	島袋 林春	磯本正二郎	松尾 純子	指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日	
"	整形外科	神経内科	"	眼科	外科	内科	脳神経外科	外科	循環器科	眼科	佐賀県知事 古川 康	多門市多町一七七一番地四 多門市立病院	唐津市千代田町二五六番地二一 東松浦医師会医療センター 唐津市平野町一四四五番地 藤松眼科	武雄市朝日町大字廿久一八五七番地 医療法人養寿堂まつお内科眼科 鳥栖市轟木町一五二三番地六 今村病院	平成一九・五・八

●佐賀県告示第二百八十七号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。
 平成十九年五月二十三日

(三) 所在地 嬉野市塩田町大字久間甲八百十五番地四十一
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 有限会社愛和
 所在地 嬉野市塩田町大字久間甲八百十五番地四十一
 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

(一) 医療機関			
医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定期間
独立行政法人国立病院機構佐賀病院	腎臓に関する医療	佐賀市日の出二丁目二〇番一 号	平成一九・三・三一
医療法人社団真仁会境野病院	整形外科に関する医療	佐賀市松原四丁目三番三 号	"
佐賀市立富士大和温泉病院	"	佐賀市富士町梅野一七二一 番地一	"
医療法人社団博文会小柳記念病院	"	佐賀市諸富町諸富津二三〇 番地二	"
医療法人南里泌尿器科医院	腎臓に関する医療	佐賀市松原三丁目三七番三 号	"
小野病院	整形外科に関する医療	佐賀市巨勢町牛島二四四番 地七	"
医療法人太田整形外科	"	伊万里市二里町大里甲二三 九番地一	"
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	耳鼻咽喉科に関する医療	嬉野市嬉野町下宿丙二四三 六番地	"

●佐賀県告示第二百八十八号
 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第十四条第一項により平成十八年四月一日付けをもって同法第五十四条第二項に規定する指定があつたものとみなされていた医療機関のうち次の医療機関について、同法附則第十四条第二項の規定により、指定の期間が終了した。
 平成十九年五月二十三日
 佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
 二 指定期間終了医療機関の名称、所在地及び指定期間終了年月日

(二) 薬局

医療機関の名称	所在地	指定期間 終了年月日
有限会社かみぞの薬局	佐賀市神園四丁目七番一六号	平成一九・三・三一
株式会社古川薬局	佐賀市唐人町一丁目五番三二号	"
武田薬局	佐賀市神野東四丁目一二番一〇号	"
馬場薬局駅前店	唐津市新興町二九六七番地一	"
馬場薬局海岸店	唐津市海岸通七一八二番地四四一	"
ヒラオ調剤薬局トス店	鳥栖市萱方町一九一番地二	"
武田健康堂薬局バーズ店	小城市三日月町久米一二九五番地二	"
有限会社ユートク薬局	小城市牛津町勝一四九九番地一	"
セゾン薬局	佐賀郡久保田町新田一一二六番地六	"

(三) 訪問看護

医療機関の名称	所在地	指定期間 終了年月日
訪問看護ステーションシオンの園	佐賀市大和町久留間三八六五番地一	平成一九・三・三一

●佐賀県告示第二百八十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第十四条第一項により平成十八年四月一日付けをもって同法第五十四条第二項に規定する指定があったものとみなされる医療機関のうち次の医療機関について、同法附則第十四条第二項により、指定の期間が終了した。

平成十九年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 精神通院医療

二 医療機関の名称、所在地及び期間終了年月日

(一) 医療機関

医療機関の名称	所在地	期間終了 年月日
唐津第一病院	唐津市朝日町一〇七一番地四	平成一九・三・三一
からつ医療福祉センター	唐津市双水二八〇六番地	"
橋本病院	神崎市神崎町本告牟田三〇〇五番地	"
佐賀県医療生活協同組合神野診療所	佐賀市神野東四丁目一〇番五号	"
栗山医院	佐賀市白山一丁目四番六号	"
吉本クリニック	佐賀市堀川町一番地一〇	"
医療法人なかしまクリニック	鳥栖市蔵上町六六五番地一	"
坂井医院	佐賀郡川副町犬井道六一五番地口	"
満岡内科消化器科医院	佐賀市大和町尼寺八四八番地一一	"
松本医院	神埼郡吉野ヶ里町三津七五一番地九	"

(二) 薬局

医療機関の名称	所在地	期間終了 年月日
フジ薬局	杵島郡白石町戸ヶ里一七五〇番地	平成一九・三・三一

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成19年5月23日

佐賀県知事 古川 康

1 開催の日時及び場所

日時 平成19年6月13日(水) 午後7時から

場所 鳥栖市役所大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画面案

(1) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更

(2) 鳥栖基山都市計画区域における道路に関する都市計画の変更

3 都市計画面案の概要

(1) 鳥栖基山都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更

ア 都市計画の変更に係る土地の区域

市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は、次に掲げる区域とする。

新鳥栖駅西地区(約6.8ヘクタール)

鳥栖市原古賀町字一本松、字二本松及び字高棚地内

イ 将来的な人口の見込

区分	年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口		79.9千人	95.6千人
市街化区域内人口		68.7千人	85.9千人

(2) 鳥栖基山都市計画区域における道路に関する都市計画の変更

ア 変更の対象とする道路

3・4・105号 鳥栖駅平田線

イ 変更の内容

都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 鳥栖市原古賀町字二本松

4 都市計画面案の縦覧場所

鳥栖基山都市計画の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、鳥栖土木事務所及び鳥栖市都市整備課で平成19年6月6日(水)まで縦覧に

供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成19年6月6日(水)までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7159)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年5月23日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

佐賀都市計画地区計画 佐賀城内地区地区計画

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、福富土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年5月23日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	森口 皓	杵島郡白石町大字福富692番地	平成19年2月3日退任

金子 清登	小城市芦刈町永田3082番地 1	平成18年10月18日	”
”	喜多 範治	杵島郡白石町大字福富690番地	平成19年 3月28日就任
”	陣内 潜	小城市芦刈町永田3364番地 1	”

○ 雑 碎

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第16回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。

平成19年 5月23日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金 田 一 郎

1 試験期日

- (1) 美容師実技試験 平成19年 7月23日（月曜日）
- (2) 理容師実技試験 平成19年 7月30日（月曜日）
- (3) 理容師筆記試験及び美容師筆記試験 平成19年 9月 2日（日曜日）

2 試験地

- (1) 実技試験 佐賀市伊勢町4番4号 アイ・ピービューティアカレッジ
- (2) 筆記試験 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県
(上記都道府県のうち希望する会場)

3 試験会場

別途配布する「受験の手引」の会場案内図を参照してください。

4 試験科目

- (1) 実技試験
ア 理容師実技試験

(ア) 理容の基礎的技術

a カッターイング

ミディアム分髪スタイルとします。

b シェービング

ネックシェービング、フェイスシェービング及び顔面処置を含みます。

c 整髪

分髪線のある基本整髪とします。

(イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱い

イ 美容師実技試験

(ウ) 美容の基礎的技術

a 第1課題 オールウェーブセッティング

ノーパート、オールウェーブ7段階構成とします。

b 第2課題 カッターイング

グラデーションボブスタイルとします。

(イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱い

ウ 実技課題の設定条件（試験時間、技術の条件、モデルウエイングの条件及び器具・用具の条件）及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布の「受験の手引」を参照してください。

(2) 筆記試験科目

ア 関係法規・制度

イ 衛生管理

(ウ) 公衆衛生・環境衛生

(イ) 感染症

(ウ) 衛生管理技術

ウ 理容保健又は美容保健

(ウ) 人体の構造及び機能

<p>(イ) 皮膚科学</p> <p>エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学</p> <p>オ 理容理論又は美容理論</p> <p>5 試験の免除</p> <p>(1) 理容師国家試験</p> <p>理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第13条の規定に基づき、第15回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第16回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。</p> <p>(2) 美容師国家試験</p> <p>美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第13条の規定に基づき、第15回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第16回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。</p> <p>6 受験資格</p> <p>(1) 理容師国家試験</p> <p>ア 理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に定める者</p> <p>イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第3条に定める者</p> <p>ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者</p> <p>(2) 美容師国家試験</p> <p>ア 美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に定める者</p> <p>イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第3条に定める者</p> <p>ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者</p> <p>7 受験手続</p> <p>試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。</p>	<p>(1) すべての受験者が提出する書類等</p> <p>ア 受験願書</p> <p>イ 写真(提出の前日6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦5センチメートル横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)</p> <p>ウ 受験手数料払込金受領証(受験願書裏面の所定の箇所へはり付けること。)</p> <p>エ 受験票(表面に氏名、現住所及び受験地を記入したもの)</p> <p>オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本</p> <p>(2) 6の(1)のア、ウ又は(2)のア、ウに該当する者が提出する書類</p> <p>次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>なお、卒業見込証明書を提出した者については、平成19年9月14日(金)午後4時までに卒業証明書を提出してください。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とします。</p> <p>イ 第15回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書</p> <p>(3) 6の(1)のイ又は(2)のイに該当する者が提出する書類</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書</p> <p>イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書</p> <p>ウ 第15回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書</p> <p>(4) 試験の免除を受ける者が提出する書類</p> <p>第15回理容師国家試験又は美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書</p> <p>8 受験に関する書類の提出期間、提出先等</p>
--	--

<p>(1) 提出期間 平成19年6月11日(月)から6月15日(金)までの午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出先 佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部</p> <p>(3) 提出方法 受験に関する書類は原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付してください。この場合、平成19年6月15日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。</p> <p>(4) 受験に関する書類は、受付後は返却しません。</p> <p>(5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。</p> <p>(6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部へ直接申し出てくださいます。</p> <p>9 受験手数料 実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円及び筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替(財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。)により納付してください。この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。</p> <p>10 受験票の交付 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付します。</p> <p>11 合格者の発表 試験に合格した者の発表は、平成19年9月28日(金)午前9時に厚生労働</p>	<p>省及び財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。また、合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。</p> <p>12 受験の手引等の配布 受験の手引、願書用紙、写真用台紙、払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。配布の期間は、平成19年5月14日(月)から同年6月8日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとします。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。</p> <p>なお、郵送を希望する者は、封筒に希望する「受験の手引」の種類(理容師試験又は美容師試験及び実技試験又は筆記試験の別)を明記し、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角形2号、縦332ミリメートル横240ミリメートル)に240円の郵便切手をはり付けたものを同封して財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てくださいます。配布の期間に限り受け付けます。</p> <p>13 問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部(郵便番号840-0826 佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 電話 0952-29-5839) 又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課(電話 0952-25-7077)</p>
--	---